平成27年第11回教育委員会 定例会議事録

平成27年11月6日

東久留米市教育委員会

平成27年第11回教育委員会定例会

平成27年11月6日午前11時10分開会市役所6階 602会議室

議題 (1) 議案第67号 「東久留米市教育振興基本計画」(改訂版)の策定について

- (2) 議案第68号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- (3) 議案第69号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定 依頼について
- (4) 議案第70号 東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- (5) 議案第71号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について
- (6) 諸報告

①その他

出席者(5人)

直原 教 育 長 裕 尾 関 謙一郎 (教育長職務代理者) 員 名 取 はにわ 季 員 細川 雅 代 委 員 初 雄 細 田

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 師 岡 範 昭 指 導 室 長 加納 一好 教育総務課長 遠藤毅彦 学 務 課 長 傳 智 則 生涯学習課長 市澤信明 図書 館 長 岡 野 知 子

主幹・統括指導主事 富永 大優

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時44分)

○直原教育長 これより平成27年第11回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

- **○直原教育長** 本日の議事録の署名は細川委員にお願いします。
- 〇細川委員 はい。

◎議事録の承認

○直原教育長 平成27年9月30日に開催した第14回臨時会の議事録についてご確認いただきました。名取委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎傍聴の許可

- **○直原教育長** 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
- ○鳥越係長 いらっしゃいません。
- **○直原教育長** おいでになりましたらお入りいただきます。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

- **○直原教育長** 「議案第67号 東久留米市教育振興基本計画(改訂版)の策定について」 を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- ○師岡教育部長 「議案第67号 東久留米市教育振興基本計画(改訂版)の策定について」、 上記議案を提出する。平成27年11月6日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。 提案理由は、「東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」との 整合性を図るため、現行の「東久留米市教育振興基本計画(平成26年8月)を改定する必 要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。
- ○遠藤教育総務課長 「議案第67号 『東久留米市教育振興基本計画』(改訂版)の策定について」、説明します。市教育委員会では教育基本法に基づき、本市における教育振興に関する基本計画を定めることを目的として、平成26年8月に「東久留米市教育基本計画」を策定し、教育目標に掲げる四つの人間像の育成を実現するため着実に事業を推進してきました。一方、平成26年度には教育委員会の会議に市長が出席して学力向上や健全育成など、広く教育行政について意見交換を行っています。平成27年4月1日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同法に基づき4月と5月の2回、総合教育会議を開催し、教育委員会と市長が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について協議し、合意形成を行いました。こうした経過を経て、5月に市長が大綱を作成しました。このことから、教育委員会としては大綱と教育振興基本計画との整合性を図るため、同計画の改訂を行うこととしたものです。

具体的に改訂のポイントについて説明します。資料の14ページをお開きください。第3

章に「東久留米市教育振興基本計画の施策体系図」があります。添付の参考資料をご覧ください。改訂後と改訂前の施策体系図の比較をしたものです。改訂版の左の表をご覧ください。新たに加えた基本施策は、左側の改訂版の表中薄く色塗りしている個所で、「II 確かな学力の育成」の「II 地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」、「III 信頼される学校づくり」の「II 地域との連携」「II 教科書採択の適正な実施」、「III 生涯学習社会の構築」の「II オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成」です。

2点目が、現行の具体的施策から基本施策に引き上げて強調した施策です。改訂版の表中に太線の四角囲いをしている個所で、「I 人権尊重と健やかな心と体の育成」の「イ 道徳教育の充実」「ウ いじめ防止教育の推進」「オ 防災教育の推進」「カ オリンピック・パラリンピック教育の推進」、「II 確かな学力の育成」の「ウ グローバル社会で活躍できる人間の育成」、「III 信頼される学校づくり」の「エ 特別支援教育等の充実」「オ 安全・安心な学校づくり」「キ 学校の適正規模・適正配置」、「IV 生涯学習社会の構築」の「カ 放課後子供教室の実施」です。

3点目は、現行の施策体系の構成を変えた施策です。改訂版の表中黒塗りしている個所で、「Ⅱ 確かな学力の育成」の「ア 基礎的・基本的な学力の定着」「イ 思考力、判断力、表現力の育成」です。

改訂を行うに際し9月15日から10月16日までパブリックコメントを行い、広く市民からご意見をいただくとともに、10月13日と28日の2回、教育振興基本計画策定等に関する懇談会を開催し、そこでも多くのご意見をいただいています。改訂版の内容についてはこれらの貴重なご意見を参考にし、「東久留米市教育振興基本計画」(改訂版)として策定したものです。

- ○尾関委員 懇談会の会議録が参考資料として添付されていますが、いろいろな分野から委員が選出されており、この場で見ただけでも多岐にわたるご意見が出されていることが分かります。学力の問題もさることながら、地域のボランティアやインターナショナルスクールなどとも連携したほうが良いとか、いろいろなご意見が述べられています。このように本市の教育について熱心に議論していただいていることは、地域の方が市の教育行政に関心を持っていただいていることの表れだと思います。非常にありがたい。この懇談会の内容などから、今回の改訂に取り入れたところがあれば伺いたい。
- ○加納指導室長 懇願会でのご意見等を参考に、修正あるいは付け加えた指導室関係の項目から報告します。18ページの「8 不登校問題への対応」をご覧ください。「不登校の分析として、本市の状況が東京都や国の状況と違い、独自の特徴はあるのか」という質問があり、それについては、調査した上でこうした傾向は全国や東京都の状況と共通していることが分かり、そのことを記載しています。26ページをご覧ください。「学習支援について、地域の方や保護者の力をどんどん生かしたほうが良い」というご意見をいただいたので、【方向性】の六つ目の◎「地域の方々の積極的な参加・協力により、「子供土曜塾」や補習教室を充実させます」の一文を加えています。34ページをご覧ください。「東久留米市には自然あるいは商業施設だけではなく歴史的な文化財も数多くある。こういう文化財での体験活動を通して歴史や文化を学んでいくこともとても大切ではないか」というご意見をいただいたので、これについては上から三つ目の◎「戦争中や戦後の本市の発展の様子をよく知る地域の方を学校に講師として招き、児童・生徒が本市の近現代史を学ぶ機会をつくります」とい

う項目を追加しています。38ページをご覧いただきたい。基本施策-工の「特別支援教育の充実」に「等」を入れました。囲みの中の4行目から「また、特別支援教育同様、日本語が不自由な外国から来た子どもたちへの支援も進めていきます。」を加えています。特別支援教育という範疇ではないが、現在、外国から転入してくる児童・生徒が増えてきています。そうした児童・生徒に対して支援していくことは特別支援教育同様に大切であることから、ここにつけ加え、具体的な施策としては40ページの「11 外国人児童・生徒の支援」の【現状と課題】として「日本語を習得できていない外国からの児童・生徒の転入が増えています。日本の学校生活になじみ、学習内容を理解することができるようになるための指導が必要です。」とし、【方向性】としては「◎日本語を習得できていない児童・生徒のための日本語指導を推進します。」「◎外国人児童・生徒への支援に当たっては、民生児童委員やボランティア団体との連携を図ります。」の部分を追加しています。

○岡野図書館長 図書館から報告します。50ページをご覧ください。懇談会では複数の委員から、中学生時代の読書の大切さや、学校教育が将来にわたって生涯学習につながることの重要性についてのご意見をいただいきました。「5 子ども読書活動の推進」の【現状と課題】において最初の3行「読書は、すべての学習の基礎となる言葉を学ぶことができ、人生をより深く生きる力や進路選択に寄与します。小・中学生の読書活動を進め、生涯学習の基盤となる図書館利用を促す必要があります。」を付け加えました。

さらに、パブリックコメントも図書館関係については何点かご意見をいただいており、その中で、同じページの「4 歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存」の【現状と課題】について、「図書館の役割についてさらに議論を深めていく必要があります」を付け加えてもらいたいというご意見がありました。図書館でもそのような認識があり、全庁的にも歴史的な行財政資料などの保存について検討していく方向性があるので、【現状と課題】の4行目に「図書館の果たすべき役割を市長部局や文化財担当と調整しながら検討する必要があります。」を追加しました。

- ○市澤生涯学習課長 生涯学習課関連も追加があります。57ページをご覧ください。懇談会では委員からご指摘された「地域の方々の積極的な活用」を「地域の方々の積極的な参加・協力により」とし、放課後子供教室の充実に努めますと付け加えています。
- **○直原教育長** 具体的には、ただ今の説明のところを採り入れようということで書き加えました。いかがでしょうか。
- **○名取委員** とても良いご意見をいただいて、それがきちんと計画に反映されていると思います。
- **○直原教育長** ほかになければ採決に入ります。「議案第67号 東久留米市教育振興基本計画(改訂版)の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第67号は承認することに決しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 続いて、「議案第68号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制 定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。 ○師岡教育部長 「議案第68号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成27年11月6日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方自治法の規定に即し、指定管理者に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは、この後、各担当課長から説明しますが、先ず改定理由について、この後、生涯学習課から生涯学習センター及びスポーツセンターの条例改正について説明しますが、共通する改定理由をかいつまんでご説明します。

指定管理者導入施設に関する開館時間、及び休館日の指定等については、地方自治法及び総務省通知により条例で定めなければならないとされています。指定管理者導入施設に係る一部の条例で規則で定めている事例があるため、これを条例で規定する必要があります。これに合わせて、住民の権利を制限する規定や義務を課す規定などについて所要の整備をしました。また、教育委員会所管施設のうち指定管理者制度を導入している図書館、市スポーツセンター及び市立生涯学習センターの3館同時に条例及び施行規則の一部を改正し、教育委員会としての統一性を図るというものです。それでは、順次説明します。

○岡野図書館長 図書館条例の改正について説明します。本来、指定管理者導入時に条例で定めるべきものを図書館では規則で定めていたため、今回の全庁的な見直しにより条例に追記します。内容について説明します。図書館を指定管理にする業務の範囲と管理の基準を条例で定めることになっているので、事業内容と休館日の規定について規則で定めていたものを条例に移しました。現在、指定管理者の提案により開館時間の延長を行っていますが、それについては上乗せすることができるという規定で整理しています。また、開館時間についても規則から条例へ移しています。休館日と同様で、指定管理者の提案により上乗せすることができるという規定を付け加えています。また、住民の権利を制限したり義務を課す規定についてですが、利用及び貸出の登録、貸出手続、貸出の制限等、入場の制限、損害賠償の義務、集会室及び視聴覚ホールの利用に関する各規定を規則から条例に移しています。このうち、入場の制限については、従来、利用の制限として規則で定めていましたが、スポーツセンターや生涯学習センターとの整合性を図るため、入場の制限という同じ規定にしました。そのほか、規定の整合性を図るために条文の順番や文言の整理を行っています。

なお、規則改正については参考資料として議案の後ろに「案」として添付しています。規 則については次回提案させていただきます。

○直原教育長 この後同様の内容について、生涯学習センターとスポーツセンターにかかわる 条例改正もありますが、審議は1件1件行うことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

図書館条例の改正についてご意見、ご質問等はありますか。

- **○名取委員** ほかの施設に合わせて、「入場を拒否し、又は退場を命じることができる」という規定に改正したということですが、図書館は一々入口で入場チェックはやっていませんよね。実務上の運営ではどのようになりますか。
- ○岡野図書館長 図書館ではご利用いただく際に登録の必要はありません。登録というのはカードを登録するということを条例で定めています。酩酊状態の方とか、皆さんのご迷惑になるような方に退出していただくとかは現行でもありますが、もともと入口で入場はだめですということは行っていません。
- **〇名取委員** 数年前に『アンネの日記』関連の書籍のページが他の自治体で破られたり、破棄

されたりし、本市の図書館も被害がありました。このような方は当然入場拒否になるのでしょうね。

- ○岡野図書館長 第12条で「入場を拒否し、又は退場を命じることができる」とあり、具体的には「危険行為を行う者、ほかに迷惑を及ぼすおそれのある者、係員の指示を守らない者」となっており、過去に図書館に迷惑をかけた者を入場拒否にするということは、図書館としてはできないと思います。現在の危険行為あるいは図書館に迷惑を及ぼしている者については拒否することができる、という制限だと思います。
- ○名取委員 (4)の「その他図書館の管理上支障があると認められる者」として判断したらいいのではありませんか。要するに、その人は書棚にあるものを手に取って切り割いたんですよね。借りた本を破損したのではなくて、入場した段階で切り取ったと聞いています。 (4)には該当しませんか。
- ○岡野図書館長 本市の『アンネの日記』の件に関しては、図書館の本を持ち去ったということであったと思います。当時は持ち出し禁止の規定がありませんでした。もちろん、その場で持ち去りをするような人や、図書館資料に傷を付けているような人がいればその場で注意したり、あるいは警察に届け出るなどを行います。
- **○名取委員** 仮にその人が来館したとしても、第12条により「あなたは入場を拒否されます」と命じる対象にはならないということですね。その人が来館することは非常に蓋然性 (がいぜんせい) が高いと思います。過去、近隣で軒並みやっていた人が来館したとしたら ……、そういう意味です。
- ○岡野図書館長 ご質問の意味を理解しました。その方については私どもは知りません。過去にそういった罪を犯した人であることを図書館では把握していません。現行犯で、その場で傷つけている人がいれば注意したり警察に通報する、あるいは退場してもらうことはあると思いますが、過去にそういうことがあったということは図書館としては分かりません。
- ○名取委員 分かりました。
- **○直原教育長** ほかになければ採決に入ります。「議案第68号 東久留米市立図書館条例の 一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第68号は承認することに決しました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

- **○直原教育長** 続いて、「議案第69号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- ○師岡教育部長 「議案第69号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。平成27年11月6日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方自治法の規定に即し、指定管理者に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。
- ○市澤生涯学習課長 地方自治法第244条の2第4項及び総務省通知により、指定管理者導入施設に係る休館日、その他利用に当たっての基本的条件に関する規定については条例で定めることとしているため、市立生涯学習センター条例における関係規定の整備を行うもので

す。改正点については使用権の譲渡の禁止、原状回復の義務を規則に載っていたものを条例 に移しました。入場の制限は条例に新たに新設しました。損害賠償の義務は規則から条例に 移しました。そのほか、所要の規定の整備を行っています。

○直原教育長 ご意見、ご質問等はありますか。なければ採決に入ります。「議案第69号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決しま す。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第69号は承認することに決しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○直原教育長 続いて、「議案第70号 東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する 条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- ○師岡教育部長 「議案第70号 東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の 制定依頼について」、上記議案を提出する。平成27年11月6日提出。東久留米市教育委 員会教育長、直原裕。提案理由は、地方自治法の規定に即し、指定管理者に関する規定を整 備する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。
- ○市澤生涯学習課長 図書館、生涯学習センター同様に、地方自治法の規定により条例に規定 を整備する必要があるため、条例を改正するものです。入場の制限を規則から条例に移し、 休館日の指定は規則になりますが、規則に指定管理者の上乗せ分を記載しています。開館時 間も規則に指定管理者の上乗せ分を記載しています。そのほか所要の規定の整理を行ってい ます。
- ○直原教育長 この件についてご意見等はありますか。
- 〇尾関委員 利用料金については規則から条例の別表第1のとおりとなりましたが、これによ って規定が厳しくなったとか、あるいは指定管理者との関係で、今後改定する場合に手間が かかるとかの違いは出てくるのですか。条例と規則の関係の問題だと思いますが。
- 〇市澤生涯学習課長 利用料金など、利用者である住民の権利を制限したり、義務を課するも のは条例で規定しなければならないことになっているものなので、指定管理者との関係がこ じれるというようなことは想定していません。
- **○尾関委員** 改定する場合はどうですか。
- ○市澤生涯学習課長 利用料金を改定する場合は議会での条例改正が必要になりますので、一 定の期間が必要になります。その間に、指定管理者と所管課である生涯学習課が調整できる 機会が持てます。
- ○直原教育長 ほかになければ採決に入ります。「議案第70号 東久留米市スポーツセンタ 一条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛 成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第70号は承認することに決しました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次に「議案第71号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正につ

いて」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

- ○師岡教育部長 「議案第71号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成27年11月6日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、現行の規則と運用のずれを解消するため。また、他自治体にまたがる区域外就学の基準を明示するためです。詳しくは担当課長から説明します。
- ○傳学務課長 「議案第71号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」説明します。学校教育法施行令第5条2項により、市町村の教育委員会は就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定しなければならないとされています。本規則は学校教育法施行令の定めに基づき、児童・生徒の住所登録地によって就学すべき学校を決める、いわゆる学区域を定めるとともに、同施行令8条に定める指定校の変更、同9条に定める区域外就学の取り扱いについて規定しているものです。今回の規則改正では学区域の変更はなく、例外事項としての指定校変更及び区域外就学について、現行の規則と実際の運用のずれを解消するものですので、実際の運用には大きな変更はありません。

改正内容について説明します。同規則8条についてですが、市域をまたいで、他地区から、もしくは他地区へ通学する区域外就学についての条項になっています。これまでの規則では明記されていなかった通学可能な範囲で承認すること。学校施設等において学校運営に支障を来す場合は承認しないことを明文化しました。次に、別表第4の改正です。別表第4は市内における指定校変更の承認基準を定めたものです。変更個所を説明します。この中の種別のうち「1.市内転居」のアですが、家の新築や購入などで引っ越しすることが決まっている場合、あらかじめ転居先の学校へ通うことを認めるものです。現行規則ではこれを1学期のみとなっていましたが、実態に合わせて2学期、3学期でもこれを認めることとしています。

次に、種別の「2.保護者の就労等の事由」のアとイですが、小学校によって保護者の勤務先など自宅以外に放課後の児童の監護を行う場合、勤務先などの近くの小学校への変更を認めるものです。現行規則では子どもが実際にそこに帰るかどうかが明記されていなかったため、これも運用を実態に合わせ「毎日下校する」という文言を加えたものです。ページをおめくりいただいて、種別の「4.調整区域」のイです。現行規則では小学校へ指定校変更を受けていても、中学校に進学するときは当該児童の住所地が中学校の調整区域になっていないと同級生と同じ中学校に通うことができないケースがありました。実際の運用上では、教育的配慮ということでこういったことの多くを救ってきましたが、このたびの改正で規則として承認を明文化したものです。

次に、「5. 教育的配慮」のア、部活動の定めです。部活動は本来の義務教育の中の学習活動とはその位置づけが異なっていますが、学校生活の中で生徒の心身の発育や健全育成に大きな役割を持っています。このため、これまで生徒が希望する部活が本来の指定校にない場合に限り、指定校の変更を教育委員会として承認してきました。しかしその一方で、学校を変更したいがためにこの区分を利用し、指定校にはない部活を希望し、変更が承認された後、入学してからも特段の理由なく入部しなかったりするというケースが起こる可能性があり得るという規則になっていました。こういったことは制度の趣旨や平等取り扱いの原則から言って本末転倒です。そのため、このたびの改正では正当な理由なく入部しなかった場合は承認を「取り消すこともある」としました。前回の教育委員会の説明の中で、一律に取り

消すといった原案は厳し過ぎるというご意見をいただきましたので、「取り消すこともある」として、相当の悪質なケースにおいては教育委員会が承認を取り消すことができる規定としました。

最後に、別表第5です。市域をまたいだ区域外就学について、市内の指定校変更とは別の表として新設しました。承認する内容は別表第4、指定校変更とほぼ同じですが、市域をまたいだ区域外就学の場合は保護者の就労事由や調整区域、部活動などに係る承認規定はありません。なお、お手元資料には新旧対照表及び平成27年度の指定校変更等の件数に係る資料を添付しています。

- **○直原教育長** 通学区域に関する規則の改正案については、以前の教育委員会で議論いただい たものです。ただいまの説明についてご意見あるいはご質問等はありますか。
- ○細川委員 クラブ活動に関して伺います。部活に入ると言って越境したが実際に入部しなかったお子さんに対して、もとに戻すのは厳しい措置ではないかと思います。途中で退部した場合は、毎年、入部状況を教育委員会が確認して、「このまま3月まで通わせたい」というご要望を聞くだけですか。または、「3年の3月まで通わせます」という承諾書を書かせたりするのですか。
- **○傳学務課長** 生徒によって抱える事情は異なりますので、事情聴取を行ったり、必要によっては本人から理由書を出していただいたりの個別対応が必要になってくると思います。規則上、限定的な定めは置かず、臨機応変に対応していきます。
- **○直原教育長** ほかになければ採決に入ります。「議案第71号 東久留米市立学校通学区域 に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手 を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第71号は承認することに決しました。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上で、平成27年第11回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時15分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年11月6日

教育長 直 原 裕(自 署)

署名委員 細 川 雅 代(自 署)